

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則（令和３年中野区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とする。

第４条中「、委員」の次に「及び専門調査員」を加え、同条に後段として次のように加える。

調査部会についても、同様とする。

第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

（調査部会）

第４条 調査部会は、委員及び専門調査員のうちから委員長が指名する部会員をもって組織する。

２ 調査部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。

３ 部会長は、調査部会の会務を総理し、調査部会を代表する。

４ 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

５ 前条の規定は、調査部会の議事について準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と、「委嘱された」とあるのは「指名された」と、「教育委員会」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。